（様式第22）（第17条関係）

【グリーンボンド、グリーンローン、グリーン性を有するサステナビリティボンド用】

令和　　年　　月　　日

一般社団法人環境パートナーシップ会議

代表理事　星野　智子　殿

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

令和７年度地域環境保全対策費補助金

（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（環境保全対策関連部門））

資金調達支援状況報告書

資金調達支援を行ったグリーンボンド等について、資金調達が完了しましたので、令和７年度地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業（環境保全対策関連部門））交付規程（令和７年４月28日制定。以下「交付規程」という。）第17条の規定に基づき、報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 資金調達支援計画番号 |  |

支援対象事業者の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象事業者名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者TEL |  |
| 担当者E-Mail |  |

１．ガイドライン、適合性報告シート

　資金調達支援業務を行ったグリーンボンド等について、下記のとおり、環境省が策定するグリーンボンドガイドライン及びグリーンローンガイドライン（2024年版）と適合することを確認しました。

【グリーンボンド、グリーン性を有するサステナビリティボンドの場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである/  望ましい/  奨励される | ✓ |
| **1-1．調達資金の使途** | | | |
| ✔グリーンボンドにおいて肝要なのは、その調達資金が適格なグリーンプロジェクトのために使われることであり、そのことは、証券に係る法的書類に適切に記載されるべきである。 | 1-1原則(1) | べきである |  |
| ✔調達資金使途先となる全ての適格なグリーンプロジェクトは明確な環境面での便益を有すべきであり、その便益は発行体によって評価され、実現可能な場合は、定量的に示されるべきである。 | 1-1原則(1) | べきである |  |
| ✔調達資金の全部あるいは一部がリファイナンスのために使われる場合、又はその可能性がある場合、発行体は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を示し、また、適切な場合は、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象になるかを明らかにするとともに、該当する場合は、リファイナンス対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）を示すことが望ましい。 | 1-1原則(2) | 望ましい |  |
| ✔長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部レビュー機関による評価を受け確認するべきである。 | 1-1解説(7) | べきである |  |
| **1-2．プロジェクトの評価と選定のプロセス** | | | |
| ✔グリーンボンドの発行体は、以下の点を投資家に対して明確に伝えるべきである。   * 適格なグリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標 * 発行体が、対象となるプロジェクトが適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス   ・関連するプロジェクトに付随すると認識される社会的、環境的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報 | 1-2原則(1) | べきである |  |
| ✔グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には不要であるが、充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合には、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目標に合致すると判断するための規準（Criteria）についても策定し、事前に投資家に説明すべきである。 | 1-2解説(1) | べきである |  |
| ✔発行体は、調達資金の充当プロセスに応じて、グリーンボンドの調達資金を充当したプロジェクトのリストを提供するか、又はポートフォリオレベルのみ報告することが望ましく、投資家その他の市場関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。 | 1-2解説(3) | べきである |  |
| ✔調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | 1-2解説(3) | 望ましい |  |
| ✔グリーンプロジェクトを評価・選定するに当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい。 | 1-2解説(6) | 望ましい |  |
| ✔グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部レビュー機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | 1-2解説(8) | 望ましい |  |
| ✔グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、投資家その他の関係者が適切に評価出来るよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。 | 1-2解説(11) | べきである |  |
| ✔発行体はまた、以下を実施することが奨励される。  ・上記の情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること。  ・関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソノミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、更に、プロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること。  ・関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知の重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、明確かつ関連するトレードオフ分析の実施及び発行体が潜在的なリスクを有意義であると評価する場合に必要となるモニタリングが含まれ得る。 | 1-2原則(2) | 奨励される |  |
| ✔「発行体の包括的な目的、戦略、政策」とは、「中期経営計画、サステナビリティ戦略等」が考えられる。また、発行後も当該情報を中期経営計画、サステナビリティ戦略等の文脈の中に位置づけた上で投資家の求めに応じて説明することが望ましい。 | 1-2解説(14) | 望ましい |  |
| ✔環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。 | 1-2解説(15) | 望ましい |  |
| **1-3．調達資金の管理** | | | |
| ✔グリーンボンドによって調達される資金に係る手取金、あるいは手取金と同等の金額は、サブアカウントで管理されるか、サブポートフォリオに組み入れられるか、又はその他適切な方法のいずれかにより発行体により追跡されるべきである。 | 1-3原則(1) | べきである |  |
| ✔当該手取金は、適格なグリーンプロジェクトに係る発行体の投融資業務に関連する正式な内部プロセスの中で、発行体によって証明されるべきである。 | 1-3原則(1) | べきである |  |
| ✔調達資金の管理については、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。 | 1-3解説(2) | 望ましい |  |
| ✔発行体は、グリーンボンドにより調達される資金の追跡管理の方法について、フレームワーク等により投資家に事前に説明すべきである。 | 1-3解説(3) | べきである |  |
| ✔グリーンボンドにより調達した資金は、早期にグリーンプロジェクトへ充当するべきである。 | 1-3解説(4) | べきである |  |
| ✔グリーンボンドが償還されるまでの間、追跡されている手取金の残高は、一定期間ごとに、当該期間中に実施された適格グリーンプロジェクトへの充当額と一致するように調整されるべきである。 | 1-3原則(2) | べきである |  |
| ✔発行体は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を投資家に知らせるべきである。 | 1-3原則(2) | べきである |  |
| ✔グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、発行体による調達資金の管理は、外部監査機関又はその他の第三者機関の活用によって補完されることが望ましい。 | 1-3原則(2) | 望ましい |  |
| ✔未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。 | 1-3解説(6) | 望ましい |  |
| **1-4．レポーティング** | | | |
| ✔発行体は、資金使途に関する最新の情報を作成・維持し、容易に入手可能な形で開示すべきであり、また、その情報を調達資金がすべて充当されるまで年に一度は更新し、かつ重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである。この年次報告書には、グリーンボンドの調達資金が充当されている各プロジェクトのリスト、各プロジェクトの概要、充当された資金の額及び期待されるインパクトが含まれるべきである。 | 1-4原則(1) | べきである |  |
| ✔守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、又は対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限される場合、提供する情報を一般化した形、又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合）で開示することが望ましい。 | 1-4原則(1) | 望ましい |  |
| ✔期待される及び／又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性が特に重要である。そのために、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には、定量的なパフォーマンス指標を使用すること及び定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定を開示することが望ましい。 | 1-4原則(2) | 望ましい |  |
| ✔環境改善効果の開示に当たっては、実現可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。 | 1-4解説(10) | 望ましい |  |
| **2-1．グリーンボンド・フレームワーク** | | | |
| ✔発行体は、グリーンボンド・フレームワーク又は法定書類により、グリーンボンド又はグリーンボンドプログラムがグリーンボンド原則の４つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）に適合していることを説明すべきである。 | 2-1原則(1) | べきである |  |
| ✔当該グリーンボンド・フレームワーク及び／又は法定書類は、投資家が容易にアクセス可能な形式で参照できるようにすべきである。 | 2-1原則(1) | べきである |  |
| ✔発行体は、グリーンボンド・フレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って、関連する情報を要約することが望ましい。 | 2-1原則(2) | 望ましい |  |
| ✔発行体は、プロジェクトの選定において参照されたあらゆるタクソノミー、環境基準、又は認証を公開することが奨励される。 | 2-1原則(2) | 奨励される |  |
| ✔基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどのように適合しているのかを併せて説明することが望ましい。外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果についても説明することが望ましい。 | 2-1解説(4)  2-1解説(5) | 望ましい |  |
| ✔気候変動緩和を目的としたプロジェクトという文脈の中で、パリ協定と整合的なトランジション戦略を伝達する場合、発行体は「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」のガイダンスを活用することが奨励される。 | 2-1原則(3) | 奨励される |  |
| **2-2．外部レビュー** | | | |
| ✔グリーンボンド発行後、発行体による調達資金の管理は、グリーンボンドの調達資金の内部追跡管理方法と、その資金の充当状況について検証するため、外部監査機関又は第三者機関の活用によって補完されることが望ましい。 | 2-2原則(1) | 望ましい |  |
| ✔発行体は、外部レビューを自社のウェブサイト及び／又はその他のアクセス可能なコミュニケーションチャネルを通じて参照することができるよう適切に公開し、もし実施可能であればICMAのウェブサイトのサステナブル・ファイナンス・セクションに公開している外部レビューのテンプレートを使用すべきである。 | 2-2原則(2) | べきである |  |

【グリーンローンの場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである/  望ましい/  奨励される | ✓ |
| **1．調達資金の使途** | | | |
| ✔グリーンローンの基本的な決定要因は、ローンによる調達資金がグリーンプロジェクト（R&D費を含めたその他の関連及び付随的支出を含む）のために使われることであり、そのことは、融資文書、及び該当する場合は資金調達のマーケティング資料及び／又はグリーンローン・フレームワークにおいて、適切に記載されるべきである。 | 1-原則(1) | べきである |  |
| ✔調達資金の使途となる全てのグリーンプロジェクトは、明確な環境上の便益を有すべきであり、その便益は借り手によって評価され、実現可能な場合は定量的に示されるべきである。 | 1-原則(1) | べきである |  |
| ✔調達される資金の全て又は一部をリファイナンスに充当する場合、借り手は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を提供することが望ましい。 | 1-原則(2) | 望ましい |  |
| ✔適切な場合には、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象となり得るかを明らかにするとともに、関連する範囲内で、リファイナンスの対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）も明らかにすべきである。 | 1-原則(2) | べきである |  |
| ✔長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンローンによる資金調達を通じてリファイナンスを行う場合は、融資時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部レビュー機関による評価を受け確認するべきである。 | 1－解説(6) | べきである |  |
| **2．プロジェクトの評価と選定のプロセス** | | | |
| ✔グリーンローンの借り手は、以下の点を貸し手に対して明確に伝えるべきである。  ・グリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標  ・借り手が、資金調達予定のグリーンプロジェクトが、適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス  ・関連するプロジェクトに付随すると認識された、実際の又は潜在的な、環境的、社会的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報 | 2-原則(1) | べきである |  |
| ✔グリーンローンにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には不要であるが、充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合には、借り手は、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目標に合致すると判断するための規準（Criteria）についても策定し、事前に貸し手に説明すべきである。 | 2-解説(1) | べきである |  |
| ✔調達資金の使途の貸し手への説明は、貸し手その他の関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。 | 2-解説(3) | べきである |  |
| ✔調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | 2-解説(3) | 望ましい |  |
| ✔グリーンプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に貸し手に説明することが望ましい。 | 2-解説(6) | 望ましい |  |
| ✔グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部レビュー機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | 2-解説(8) | 望ましい |  |
| ✔グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、貸し手その他の関係者が適切に評価出来るよう、借り手は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。 | 2-解説(11) | べきである |  |
| ✔借り手はまた、以下を実施することが奨励される。  ・上記の情報を、借り手の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、方針、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること。  ・関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソノミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、及び、プロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること。  ・関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知又は潜在的な重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、明確かつ関連するトレードオフ分析の実施及び借り手が潜在的なリスクを有意義であると評価する場合に必要となるモニタリングが含まれ得る。 | 2-原則(2) | 奨励される |  |
| ✔環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。 | 2-解説(17) | 望ましい |  |
| **3．調達資金の管理** | | | |
| ✔透明性を維持し、商品の誠実性を促進するため、グリーンローンの調達資金は、専用口座に入金されるか、借り手によって適切な方法で追跡されるべきである。 | 3-原則(1) | べきである |  |
| ✔調達資金の管理は、グリーンプロジェクトに対する借り手の投融資業務に関連した正式な内部プロセスにおいて、借り手によって証明されるべきである。 | 3-原則(1) | べきである |  |
| ✔借り手は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を貸し手に知らせるべきである。 | 3-原則(1) | べきである |  |
| ✔未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めることが望ましい。 | 3-解説(1) | 望ましい |  |
| ✔借り手は、グリーンローンにより調達される資金の追跡管理の方法について、貸し手に事前に説明することが望ましい。 | 3-解説(3) | 望ましい |  |
| **4．レポーティング** | | | |
| ✔借り手は、資金使途に関する最新の情報を作成・維持し、容易に入手できるようにすべきであり、このような情報は、グリーンローンが全額実行されるまで（又は、リボルビング・クレジット・ファシリティの場合はファシリティ期限まで）年に一度は更新し、かつ、重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである。この年次報告書には、グリーンローンの調達資金を充当されているグリーンプロジェクトのリスト、各グリーンプロジェクトの概要、充当された資金の額、期待されるインパクト、また可能な場合には達成されたインパクトを含めるべきである。 | 4-原則(1) | べきである |  |
| ✔守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合又は対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限される場合、グリーンローン原則は情報を一般化した形又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合）で提示することが望ましい。 | 4-原則(1) | 望ましい |  |
| ✔借り手は、グリーンローンであることを表明する場合には、グリーンローンにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、資金調達後に一般に開示することが望ましい。 | 4-解説(2) | 望ましい |  |
| ✔「グリーンプロジェクトの概要」には、そのプロジェクトの進捗状況を含む。未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法が開示事項に含まれることが望ましい。 | 4-解説(4) | 望ましい |  |
| ✔調達資金を既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、上記の開示事項には、ⅰ）調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ⅱ）どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されたのか、が含まれることが望ましい。 | 4-解説(5) | 望ましい |  |
| ✔期待される及び／又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性が特に重要である。そのためにグリーンローン原則は、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には、定量的なパフォーマンス指標（例えば、エネルギー容量、発電量、温室効果ガスの削減／回避量等）を使用すること及び定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定を開示することが望ましい。 | 4-原則(2) | 望ましい |  |
| ✔実現したインパクトをモニタリングする能力のある借り手は、参加金融機関への定期的なレポーティングにその情報を含めることが奨励される。 | 4-原則(2) | 奨励される |  |
| ✔グリーンローンに係る情報開示の主体は、一義的には借り手たる企業等となるところ、シンジケートローンの場合、貸し手たるアレンジャー金融機関（債権譲渡人）及び参加金融機関（債権譲受人）の関係性において、借り手が開示した情報の範囲を超えて、参加金融機関からレポーティングにおけるグリーン性に係る情報の提供の要請があった場合、当該情報はグリーンウォッシュを避ける上で重要な情報であることから、アレンジャー金融機関は、要請内容の重要性や組成状況を勘案しながら、真摯に対応を行い、借り手に当該要請を受諾して開示するよう推奨することが望ましい。 | 4-解説(13) | 望ましい |  |
| **5．レビュー** | | | |
| ✔借り手は、関連する内部プロセスやスタッフの専門知識を含め、そのような専門知識を徹底的に文書化することが望ましい。 | 5-原則(2) | 望ましい |  |
| ✔借り手が専門知識等を記した文書は、法定書類において当事者間で合意された事項に基づいて、参加金融機関に伝達されるべきである。 | 5-原則(2) | べきである |  |
| ✔借り手は、適切な場合には、守秘義務契約や競争上の配慮をした上で、グリーンプロジェクトを評価するためのパラメーター及びそれらのパラメーターを評価する上で有する内部専門性についてそのウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。 | 5-原則(2) | 望ましい |  |
| ✔自己評価の結果については、借り手が、グリーンローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るためには、グリーンローンに関する透明性を確保することが必要であることから、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。 | 5-解説(5) | 望ましい |  |
| ✔適切な場合は、守秘義務契約や競争上の配慮をした上で、借り手は、外部レビュー又はその適切な要約をそのウェブサイト等を通じて一般に開示すべきである。 | 5-原則(3) | べきである |  |

２．グリーンボンド等の資金調達概要報告シート

資金調達支援業務を行ったグリーンボンド等について、下記のとおり報告します。

１．資金調達情報概要

|  |  |
| --- | --- |
| グリーンボンド等の名称 |  |
| 発行体/借り手名・　　　　　支援対象事業者名 |  |
| 発行/調達金額・発行/調達通貨 |  |
| 条件決定日・  発行/調達日 |  |
| 利率 |  |
| その他条件等 |  |
| 利払日 |  |
| 償還期日・（年限） |  |
| 信用格付 |  |
| 引受幹事会社 |  |
| （グリーンボンド/  グリーン性を有するサステナビリティボンドの場合）  公表フレームワークURL |  |
| 発行条件決定/ローンの契約締結・実行等に関する公表の有無（金融機関のHP/予定も含む）  （公表済みの場合）  資金調達情報公表URL |  |

２．グリーンボンド等の概要

|  |
| --- |
| 環境保全対策関連プロジェクトへの充当額 |
| 億円 |
| グリーンプロジェクトの内容（別紙での説明も可） |
| （グリーンプロジェクトの種類） |
| （グリーンプロジェクトの内容） |
| プロジェクトを実行する地域 |
|  |
| 期待する環境改善効果 |
| （アウトプット等環境改善効果） |
| （定量化がなされている場合の算定根拠） |
| 想定されるネガティブ効果 |
| （ネガティブ効果の種類） |
| （対応策） |
| プロジェクトを通じて実現を目指す目標 |
|  |
| 発行体・借り手/支援対象事業者の戦略における上記目標の位置づけ |
|  |

３. フレームワーク等情報

|  |
| --- |
| フレームワークにおける資金使途 |
|  |
| プロジェクトの評価・選定のプロセス |
|  |
| 調達資金の管理方法 |
| ※調達資金の管理方法と、その管理に対する内部統制の仕組みを記載してください。 |
| レポーティング |
|  |

４. その他

|  |
| --- |
| 外部レビューの付与状況 |
| ※付与した外部レビュー（及び様式第23）を添付書類として提出してください。  （外部レビュー機関）  （外部レビューの種類） |
| グリーンボンド等を発行/調達した動機と今後のグリーンボンド等の発行/調達の展望 |
|  |

注　本報告シートの記載項目は、グリーンファイナンスポータル等に転載される予定はありませんが、機密事項に該当する情報が含まれる項目については（非公表）などと補記してください。

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名　　　：  　責任者名　　：  　担当者名　　：  　ＴＥＬ　　　：  　Ｅ－ｍａｉｌ： |

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名　　　：  　責任者名　　：  　担当者名　　：  　ＴＥＬ　　　：  　Ｅ－ｍａｉｌ： |